管理者確保のための計画書

事業所等情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 介護保険事業所番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者・開設者  （法人） | フリガナ |  |
| 名称 |  |
| 事業所等の名称 | フリガナ |  |
| 名称 |  |

１．主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由

|  |
| --- |
|  |

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

２．１の理由が解消される見込み

|  |
| --- |
| ※ 解消の見込みに係る計画内容（方法、工程等）と時期を可能な限り具体的に記載すること。 |

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

※　２の計画及び時期が変更した場合は、速やかに介護保険課へ相談してください。

※　主任介護支援専門員を配置次第、速やかにその資格証の写し又は研修修了証の写しを提出してください。

令和 　年 　月 　日　（法 人 名）

（代表者職・氏名）

１．新規開設事業所

令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であること。

２．令和３年３月３１日までに開設している事業所

令和３年３月31日時点の管理者について

令和３年３月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和９年３月31日まで猶予する。

３．令和３年４月１日以降、管理者を変更する場合

➀原則

令和３年４月１日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であること。

➁例外

　　　　 　以下のいずれの要件にも該当する場合は、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を**１年間猶予**することができる。（※１）

要件１ 令和３年４月１日以降、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等不測の事態（※２）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合。

要件２ 参考様式11「管理者確保のための計画書」等（主任介護支援専門員を管理者とすることが困難である理由と、解消の見込みに係る内容と時期等計画）を保険者に届出た場合。

※１　当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

※２　不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生

・急な退職や転居 等